

第1章 業務継続計画の概要

■業務継続計画とは

災害時における人員や施設及び資器材等が制約を受ける状況の中で、応急・復旧業務や通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期復旧を必要とする業務を「非常時優先業務」として事前に選定しておき、限られた人員や資器材等の資源を効率的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画である。

■計画の目的と基本姿勢

首都直下地震が発生した場合において、災害対策拠点となる目黒区役所の機能低下を最小限にとどめながら、区民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。基本姿勢は次の三点である。

- 地震発生時には、全庁を挙げて災害対応態勢を確立し災害応急対策に従事する。
- 業務継続計画で抽出した非常時優先業務は確実に実施する。
- 発災後1週間は非常時優先業務を最優先で実施し、優先度の高くなない業務を中心とする。

■計画の基本方針

国の「大規模災害発生における地方公共団体の業務継続の手引き」(平成28年2月改定)で掲げる特に重要な6要素を計画の基本方針とし、確実に実施する。

- 要素1：首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 要素2：本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 要素3：電気、水、食料等の確保
- 要素4：災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 要素5：重要な行政データのバックアップ
- 要素6：非常時優先業務の整理

■地域防災計画との関係

- 地域防災計画：区、防災関係機関、事業者、区民が震災への予防から応急対策、復旧・復興まで取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画
- 業務継続計画：震災発生時に区が取り組むべき業務の継続を確保するための計画

〈対象とする業務〉



第2章 想定する地震と被害

■想定する地震

「首都直下地震による東京の被害想定」(平成24年4月東京都防災会議)を使用する。

東京湾北部地震 マグニチュード7.3 冬の夕方6時 風速8m／秒

区全域で震度6弱以上の揺れ。震度6弱(12.8%)、震度6強(87.2%)。

■想定される被害

・区全体の被害想定

死者332人、負傷者3,995人、建物全壊2,539棟、全焼10,795棟
ライフライン(復旧見込日数は、都全体の日数を掲載)

電力(停電率) 26.4% (復旧見込日数 概ね1週間程度)

通信(不通率) 18.4% (復旧見込日数 概ね2週間程度)

ガス(停止率) 0.0~100% (復旧見込日数 1~2ヶ月程度)

上水道(断水率) 40.1% (復旧見込日数 概ね1ヶ月程度)

下水道(被害率) 30.3% (復旧見込日数 概ね1ヶ月程度)

■幹線道路における交通規制

震度6弱以上の地震が発生した場合には、必要に応じて、環状七号線から都心方向への車両の通行が道路交通法の第一次交通規制、目黒通り等が災害対策基本法の第二次交通規制により緊急交通路の指定対象となる。

このため、幹線道路の緊急自動車等以外の一般車両の通行は禁止となる。

第3章 非常時優先業務

■非常時優先業務の選定

区が通常行っている業務と災害時に新たに発生する業務をすべて洗い出し、発災後1週間以内に優先して着手すべき「非常時優先業務」を下記の評価基準を基に選定し、目標復旧時間を設定する。

〈非常時優先業務〉

評価	評価基準
A	発災後24時間以内に業務に着手しないと、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

〈その他の業務〉

評価	評価基準
D	発災後1週間以上は着手しなくても、中断が区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

第3章 非常時優先業務(続き)

■非常時優先業務の選定結果

総業務数1,246件の内、非常時優先業務(A B C)は228件。

この内、応急・復旧業務数は146、優先すべき通常業務数は82件である。

〈非常時優先業務選定結果〉

評価	非常時優先業務数	応急・復旧業務数	優先すべき通常業務数
A	116	93	23
B	70	40	30
C	42	13	29
小計	228	146	82

評価	その他の業務数	緊急を要しない応急・復旧業務数	その他の通常業務数
D	1,018	19	999
合計	1,246	—	—

第4章 業務継続のための執行体制の整備

■勤務時間外に参集可能な職員数

発災時に地域防災計画における非常配備態勢基準に基づき参集対象となる職員2,151人について、これまでの災害を踏まえた参集条件により算定し、発災から1週間後の参集可能職員数を2,108人と想定した。

・主な参集条件

○居住地から参集場所までの歩行速度を2kmで算定

○参集対象者の2%を本人の死亡・重症等により参集不可能として算定

〈参集可能な職員数〉

参集時間	~1時間	~3時間	~6時間	~24時間	~72時間	~1週間
人 数 (人)	399	700	1,077	1,386	1,895	2,108
参集率 (%)	18.5%	32.5%	50.0%	64.4%	88.0%	98.0%

○課題 非常時優先業務遂行に必要な職員数に対し、初動時(発災から24時間以内)に従事する職員の確保

○対策の方向性

- ・災対各部の参集人員想定をもとに発災時に効率的な業務遂行ができるよう、非常時優先業務の絞り込みと業務遂行の手順を事前に準備する。
- ・緊急連絡網の整備と通信手段の充実を図り、発災後の職員の安否や被害状況を速やかに把握することで、確実な参集人員想定を立てる。